

2 精神科救急医療体制の確立

緊急時における入院等に係る診察の特例措置の導入

(1) 改正のポイント

精神科救急医療体制の整備に資するよう、医療機関及び診察する医師が一定の要件を満たしている場合に限り、緊急その他やむを得ない場合に12時間を限度として、精神保健指定医の診察がなくとも、任意入院患者に対する退院制限、医療保護入院又は応急入院を行うことができる仕組みを導入する。

- ①任意入院患者から退院の申出があった場合(法第22条の4)
 - ・通常:指定医が診察し、患者の症状により退院制限(72時間以内)
 - ・緊急時:特定医師が診察し、患者の症状により退院制限(12時間以内)
- ②医療保護入院(法第33条)
 - ・通常:指定医が診察し、保護者の同意で入院(期間制限なし)
 - ・緊急時:特定医師が診察し、保護者の同意で入院(12時間以内)
- ③応急入院(法33条の4)
 - ・通常:指定医が診察し、入院(72時間以内)
 - ・緊急時:特定医師が診察し、入院(12時間以内)

(2) 省令等で規定する内容

①「一定の要件を満たす医療機関(特定病院)」及び②「一定の要件を満たす医師(特定医師)」の要件を省令等において以下のとおり定める。なお、応急入院に係る特例措置の対象となる病院は、応急入院指定病院であることが必要。

① 特定病院の要件

(ア) 精神科救急医療への参画

- ・ 応急入院指定病院であること、または同指定を受けることを計画しており当該都道府県等がその必要性を認めていること(応急入院指定病院と同水準の体制)。
- ・ 輪番病院として地域の精神科救急システムに参画していること。
- ・ 夜間休日診療を受け入れていること。

(イ) 良質な精神医療の提供体制の確立

- ・ 当該医療機関に複数の指定医が常勤していること。
- ・ 当該患者を受け入れる病棟(看護配置3:1以上に限る(地域において指定基準に適合する複数の精神科病院が無い場合にあっては、基準を適用しないことができる))に常時空床を確保していること。

(ウ) 精神障害者の人権擁護に関する取り組みの実施

- ・ 緊急時における入院等(任意入院患者の退院制限、医療保護入院、応急入院)に係る診察の特例措置の判断の妥当性について検証する院内事後審査を行うための委員会(複数の職種により構成)を設置し、原則月1回以上開催すること。
- ・ 院内に行動制限のモニタリング及び最小化を促すための委員会を設置し、月一回以上開催していること。

② 特定医師の要件

- ・ 医籍登録後4年間以上を経過していること。
- ・ 2年間以上の精神科臨床の経験(精神科臨床として算定するに当たっての考え方は、精神保健指定医資格におけるそれと同様とする。)を有していること。
- ・ 精神科医療に従事する医師として著しく不適當な者でないこと。(精神保健指定医の取消し事由と同様)

(3) 都道府県知事による特定病院の認定の手続き

①精神科病院から次に掲げる書類を提出

- ・ (2)①(ア)～(ウ)に関する事項について記載した申請書(別添5:P11)
- ・ (2)②の特定医師の実務経験を証する書類(別添6:P15)

※ 特例措置を採る応急入院指定病院についても、書類の提出が必要

②都道府県において、

(ア)当該精神科病院が上記の要件を満たすこと、

(イ)当該精神科病院に上記の要件を満たす特定医師が配置されていること(認定後、申出時に届け出た特定医師に変更が生じた場合は、10日以内に都道府県知事に届け出ること)。

(※ 特定医師としての認定制度を設けるものではないが特定医師が配置されていることを特定病院の認定の際の要件としている)

を確認の上、認定し、認定書を発行。(別添7:P16)

(4) 認定の見直しについて

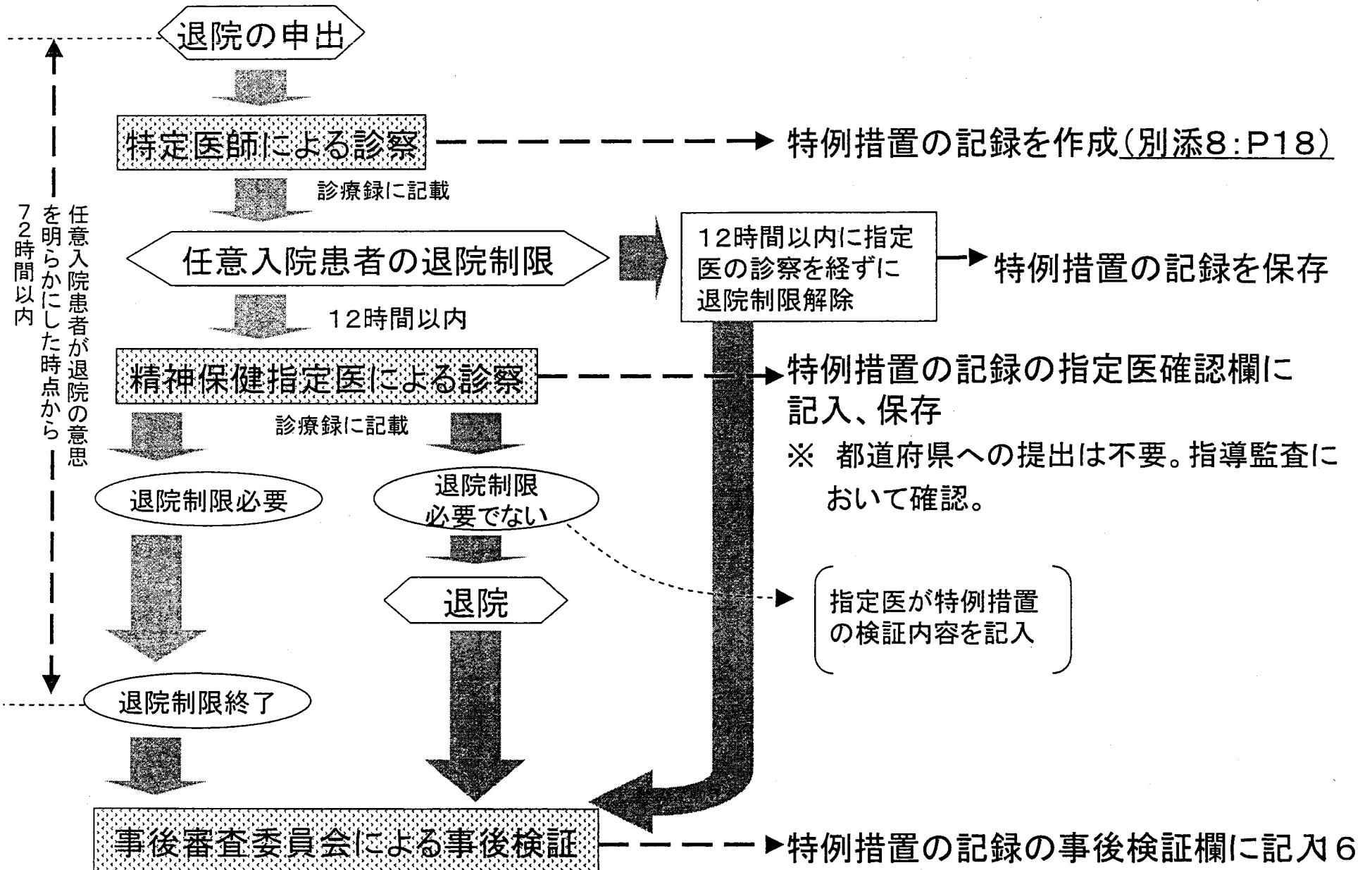
特定病院の認定は、原則として3年の期限を付して認定し、3年ごとに見直しを行い、更新すること。

(5) 認定の取消しについて

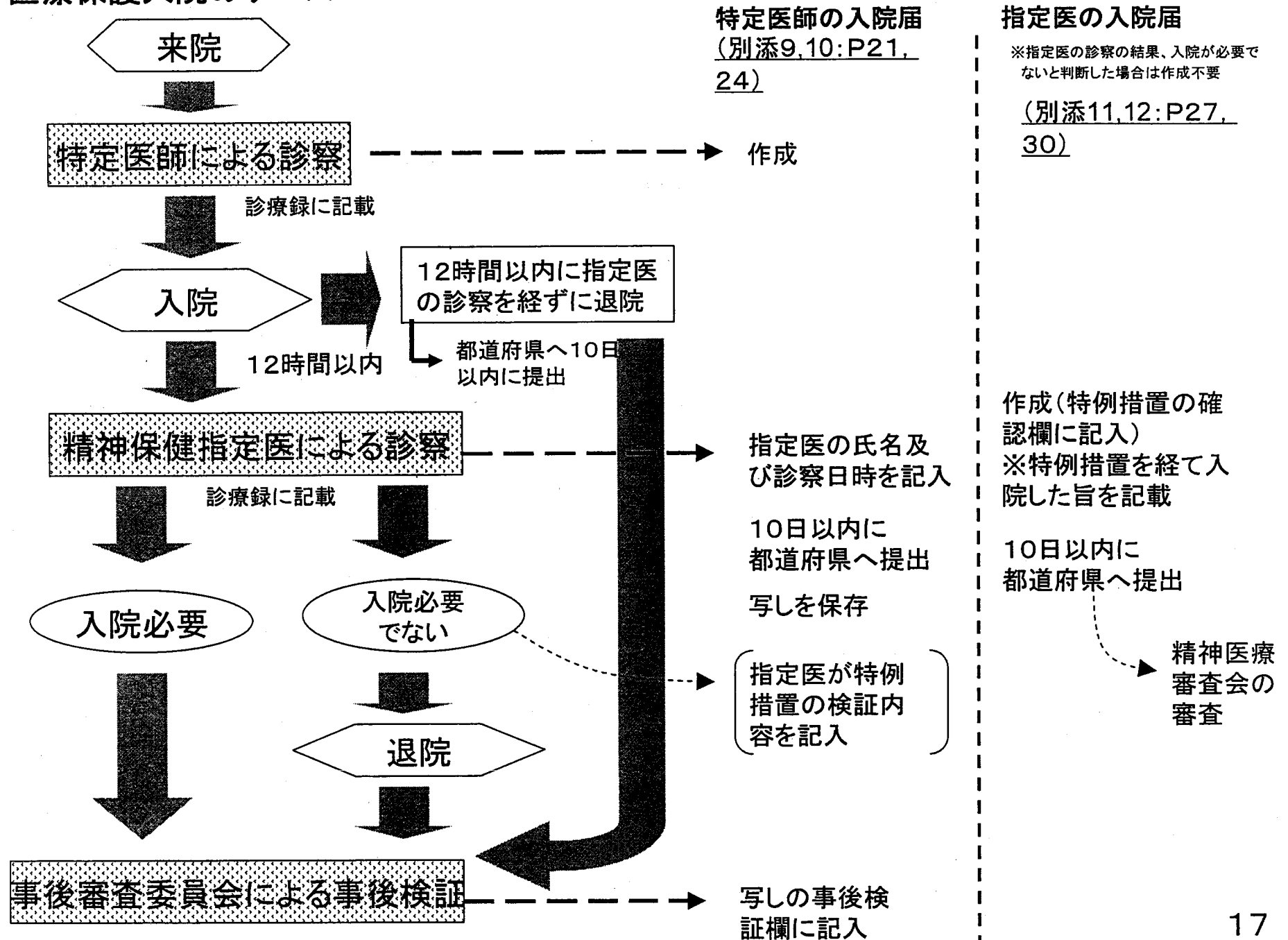
都道府県知事は、特定病院の認定を受けた精神科病院が上記の基準に適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

緊急時における入院等に係る診察の特例措置の手続き

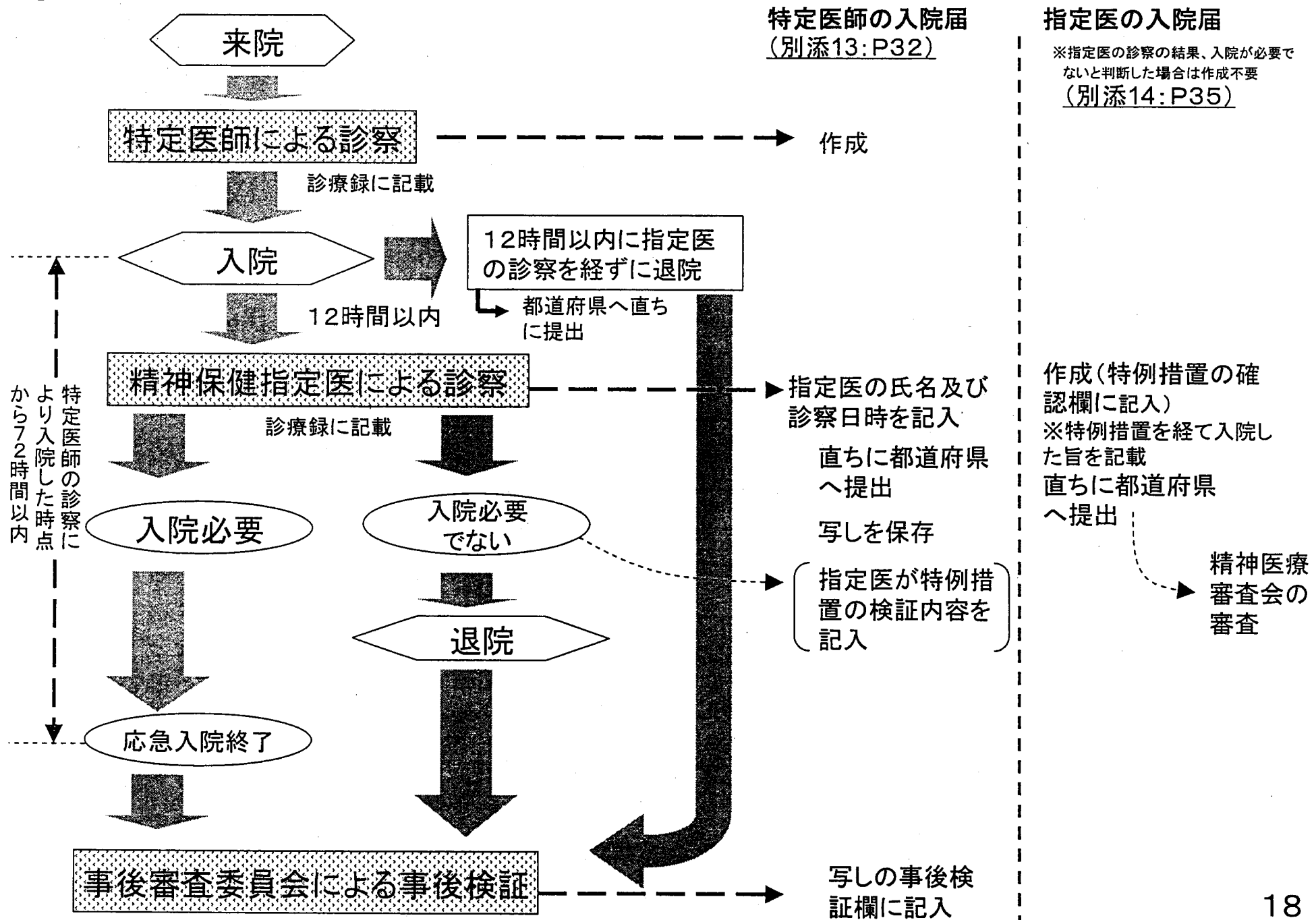
① 任意入院患者の退院制限のケース



② 医療保護入院のケース



③ 応急入院のケース



◎特例措置の組み合わせが考えられる主なケース

- ・任意入院の退院制限 → 医療保護入院
- ・応急入院 → 医療保護入院

特例措置は、12時間以内に精神保健指定医の診察をすることを前提にしており、これらのケースの場合、特定医師の診察により、医療保護入院に係る特例措置への移行は可能だが、特定医師の診察により退院制限又は応急入院に係る特例措置が開始された時点から指定医の診察までは合計12時間以内とする。

既存の制度と特例措置の比較表

入院種別	任意入院	任意入院者の退院制限		医療保護入院		応急入院	
		指定医	特定医師	指定医	特定医師	指定医	特定医師
診察医	限定なし	指定医	特定医師	指定医	特定医師	指定医	特定医師
時間制限	なし	72時間	12時間	なし	12時間	72時間	12時間
自治体への届出	×(改善命令を受けた病院等の定期病状報告は○)	×	×	○(別添11,12)	○(別添9,10)	○(別添14)	○(別添13)
精神医療審査会の審査	×(改善命令を受けた病院等の定期病状報告は△)	×	×	○	×	○	×
事後審査委員会の事後検証	×	×	○	×	○	×	○
診療録記載	—	○	○	○	○	○	○
管理者の記録	—	×	○(別添8)	×	○(別添9,10)	×	○(別添13)
指導監査	○	○	○	○	○	○	○

○関係条文

精神保健福祉法

第二十二條の四（略）

- 2 精神病院の管理者は、自ら入院した精神障害者（以下「任意入院者」という。）から退院の申出があつた場合においては、その者を退院させなければならない。
- 3（略）
- 4 前項に規定する場合において、精神病院（厚生労働省令で定める基準に適合すると都道府県知事が認めるものに限る。）の管理者は、緊急その他やむを得ない理由があるときは、指定医に代えて指定医以外の医師（医師法（昭和二十三年法律第二百一十号）第十六條の四第一項の規定による登録を受けていることその他厚生労働省令で定める基準に該当する者に限る。以下「特定医師」という。）に任意入院者の診察を行わせることができる。この場合において、診察の結果、当該任意入院者の医療及び保護のため入院を継続する必要があると認めるときは、前二項の規定にかかわらず、十二時間を限り、その者を退院させないことができる。
- 5 第十九條の四の二の規定は、前項の規定により診察を行つた場合について準用する。この場合において、同条中「指定医は、前条第一項」とあるのは「第二十二條の四第四項に規定する特定医師は、同項」と、「当該指定医」とあるのは「当該特定医師」と読み替えるものとする。
- 6 精神病院の管理者は、第四項後段の規定による措置を採つたときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、当該措置に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。
- 7 精神病院の管理者は、第三項又は第四項後段の規定による措置を採る場合においては、当該任意入院者に対し、当該措置を採る旨、第三十八條の四の規定による退院等の請求に関することその他厚生労働省令で定める事項を書面で知らせなければならない。

（医療保護入院）

第三十三條（略）

2・3（略）

- 4 第一項又は第二項に規定する場合において、精神病院（厚生労働省令で定める基準に適合すると都道府県知事が認めるものに限る。）の管理者は、緊急その他やむを得ない理由があるときは、指定医に代えて特定医師に診察を行わせることができる。この場合において、診察の結果、精神障害者であり、かつ、医療及び保護のため入院の必要がある者であつて当該精神障害者のために第二十二條の三の規定による入院が行われる状態にないと判定されたときは、第一項又は第二項の規定にかかわらず、本人の同意がなくても、十二時間を限り、その者を入院させることができる。
- 5 第十九條の四の二の規定は、前項の規定により診察を行つた場合について準用する。この場合において、同条中「指定医は、前条第一項」とあるのは「第二十二條の四第四項に規定する特定医師は、第三十三條第四項」と、「当該指定医」とあるのは「当該特定医師」と読み替えるものとする。
- 6 精神病院の管理者は、第四項後段の規定による措置を採つたときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、当該措置に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。
- 7 精神病院の管理者は、第一項、第二項又は第四項後段の規定による措置を採つたときは、十日以内に、その者の症状その他厚生労働省令で定める事項を当該入院について同意をした者の同意書を添え、最寄りの保健所長を経て都道府県知事に届け出なければならない。

(応急入院)

第三十三条の四 (略)

- 2 前項に規定する場合において、同項に規定する精神病院の管理者は、緊急その他やむを得ない理由があるときは、指定医に代えて特定医師に同項の医療及び保護の依頼があつた者の診察を行わせることができる。この場合において、診察の結果、その者が、精神障害者であり、かつ、直ちに入院させなければその者の医療及び保護を図る上で著しく支障がある者であつて当該精神障害のために第二十二條の三の規定による入院が行われる状態にないと判定されたときは、同項の規定にかかわらず、本人の同意がなくても、十二時間を限り、その者を入院させることができる。
- 3 第十九條の四の二の規定は、前項の規定により診察を行つた場合について準用する。この場合において、同條中「指定医は、前條第一項」とあるのは「第二十二條の四第四項に規定する特定医師は、第三十三條の四第二項」と、「当該指定医」とあるのは「当該特定医師」と読み替えるものとする。
- 4 第一項に規定する精神病院の管理者は、第二項後段の規定による措置を採つたときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、当該措置に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。
- 5 第一項に規定する精神病院の管理者は、同項又は第二項後段の規定による措置を採つたときは、直ちに、当該措置を採つた理由その他厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を経て都道府県知事に届け出なければならない。

6・7(略)

3 精神保健指定医の指定

精神保健指定医の指定について

(1) 改正のポイント

精神保健指定医が研修の受講の延期を申請する場合に提出すべき書類等を定める。

(2) 省令等で規定する内容

精神保健指定医が研修の受講の延期を申請する場合に提出すべき書類(例:被災証明、診断書、留学証明書等)を定める。受講の延期の申請は、原則事前申請とする(災害、急病等やむを得ない場合を除く)。(別添15:P37)

また、受講延期の期間は、原則として1年間とするが、海外渡航等事前に長期に渡って研修の受講が困難であることが判明している場合に限り、4年を限度として複数年にわたり延期申請を行うことも可能とする。

なお、延期された受講年度に受講した場合の次の回の研修は、本来の受講年度によるものであり、延期された受講年度を起算点とした5年後となるものではない。

○関係条文

精神保健福祉法

(政令及び省令への委任)

第十九条の六 この法律に規定するもののほか、指定医の指定に関して必要な事項は政令で、第十八条第一項第四号及び第十九条第一項の規定による研修に関して必要な事項は厚生労働省令で定める。